

平成 29 年 8 月 21 日

各 位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜榮子
TEL 0187-54-1888 (代表)

社内処分に関するお知らせ

当社は、平成29年8月7日付け「課徴金納付命令決定の取消訴訟の取下げについて」にてお知らせいたしましたが、当該事象を受けて、本日開催の当社コンプライアンス委員会及び臨時取締役会において、下記のとおり社内処分を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 社内処分の理由

平成 29 年 3 月 14 日に金融庁から課徴金納付命令を受け 1,224 万円の納付を済ませておりますが、その後の訴訟の提起そして取下げをしたことに関する一連の事象において、株主様及び取引先様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしたこと、また、すでに課徴金を納付していることを踏まえ、社内処分を実施するものであります。

2. 社内処分の内容

本件に関する社内処分は以下のとおりです。

代表取締役社長	月額報酬 30%を3ヶ月減額
当社取締役1名	月額報酬 10%を3ヶ月減額
当社従業員1名	当社就業規則に則り、訓戒処分

3. 再発防止について

今回の処分の原因となった自社株式の買付行為等について、インサイダー取引防止に関する規程等の厳正化を計るとともに、社内申請手続きを人為的なミスが発生しない仕組みとしてワークフロー化するなど平成 29 年 3 月以降改善しております。また、平成 19 年 1 月より実施している既存の施策（コンプライアンス自己点検チェック）に加え、今後は役職員全員の研修の実施や内部監査と監査役の連携を強化し、監視・監督機能を継続強化してまいります。

株主様及び取引先様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

以 上